可決した議案の内容

地方自治法第二五三条の一四第一項の規定により、相模原市との間において、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書等の交付等の事務を平成二二年四月一日から相互に委託することについて協議するものです。

町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

船員保険法及び地方公務員災害補償法の改正（平成二二年一月一日施行）に伴い、同二法との均衡を図るため、所要の改正をするもので、平成二二年一月一日から施行されました。

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

保育所に入所している児童で、同一世帯三人目以降の児童に係る保育料を無料とするため、所要の改正をするもので、公布の日から施行し、改正後の町田市保育運営費徴収条例の規定は、平成二一年四月一日から適用されます。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

粗大ごみの収集についてシール方式を導入するとともに、家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び剪定枝の処理手数料を変更するため、所要の改正をするもので、第一条の規定は平成二二年三月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行されます。

相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議について

東京都及び神奈川県の境界にわたる町田市と相模原市との境界変更について

町田市と相模原市との境界を、河川改修後の境川の中央に変更するものです。

町田市と相模原市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について

町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して協議するものです。

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律第三条第一項の規定に基づき、町田市と相模原市との境界変更に伴う、木曽西一丁目の一部について住居表示を実施すべき市街地の区域として定めるとともに、住居表示の方法を街区方式と定めるものです。

町字区域の変更について

町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、町字区域を変更するものです。

町区域の新設について

能ヶ谷町の全部並びに大蔵町及び鶴川一丁目の各一部において、町区域を新設するとともに、住居表示を実施するものです。

本会議の質疑から

条例・その他

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

議員　条例改正の目的と意義は何か。

環境資源部長　粗大ごみに関して回収を依頼された方が立ち会わなくて済むよう、現金徴収方式から粗大ごみ処理券方式に変更し、利便性を向上させるためのもので、持ち込みごみの料金体系の改正については、わかりやすい従量制に改めます。

議員　減免を受けられる人はどのような人か。

環境資源部長　現行どおり罹災世帯、生活保護世帯が対象になります。

相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議について

議員　近隣に幾つかの自治体がある中で、なぜ相模原市だけなのか。

市民部長　町田市と相模原市は、今までも広域的な連携を行っています。八月に開催された首長懇談会で新たな連携業務として相互の窓口での住民票の写しなどの証明書取得が可能となる広域証明発行サービスを実施することで合意し、二〇一〇年四月一日から諸証明の相互交付を行うよう準備を進めています。

予算

三人乗り自転車普及費

議員　どのように広報するのか。

子ども生活部長　町田市の広報、ホームページに掲載するほか、PR用チラシを作成し、保育園や幼稚園の利用者への配布や市民センターなどの公共施設等で配布する予定です。

議員　ヘルメットの着用が義務づけられているが、補助は考えていないのか。

子ども生活部長　衛生面の問題や子ども用のヘルメットのサイズが多様であることから、各ご家庭で子どもに合ったものを保護者に用意していただきたいと考えています。

市議会の活動を知るには

町田市議会の活動を知るには次のような方法があります。

◇会議の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。

本会議、委員会とも議会事務局（市役所五階）で傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴することができます。

傍聴券は、午前八時三〇分から先着順に交付します。

傍聴席の数は、本会議場が八八席、委員会では、第一委員会室・議場ロビーともに三〇席あります。車いす利用・補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）を同伴しての傍聴もできます。

本会議・委員会の日程等については、議会事務局にお問い合わせください。

◇会議録の閲覧

市議会では、本会議の模様を全部記録してある「町田市議会会議録」を刊行しています。市政情報課（やまびこ）、市内各図書館、市役所一階の市民フロアー、議会事務局などで閲覧することができます。

各委員会については、委員会記録を議会事務局・市政情報課で閲覧できます。

◇市議会ホームページ

インターネット上に町田市議会のホームページを開設しています。

議会の会期日程や議案審議結果等の最新情報や議員の紹介、過去の市議会だよりなどを掲載しています。

また、会議録の検索と本会議のライブ中継・録画放映をご覧いただけます。

◇市議会だより

市議会では、市民の皆様に議会の活動を知っていただくために、「町田市議会だより」を発行しています。

年四回開かれる定例会や臨時会の内容を掲載しています。

定例会の終了した翌月末を目途に発行しており、新聞折り込みによって配布しています。

このほか、議会事務局、市役所一階の市民フロアー、各市民センター、各図書館、郵便局、JA各店などにも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

町田市議会では、より清潔な政治を目指し公職選挙法より厳しい内容の政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年１２月１日制定
平成 2年　2月１日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

1、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
2、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
3、町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
4、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
5、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成元年１２月１日から適用する。

有権者は求めない！（寄付はNO！）政治家は贈らない！

冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。

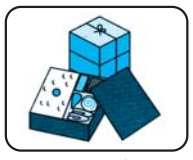
地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

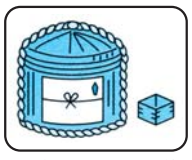
お祭りへの寄附・差し入れ

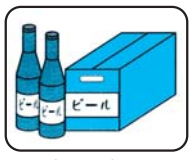

町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ

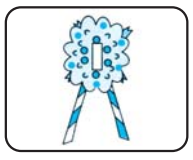
落成式・開店祝いの花輪

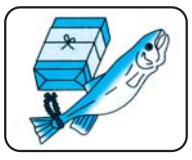
お中元・お歳暮

入学祝い・卒業祝い

葬式の花輪・供花

病気見舞い

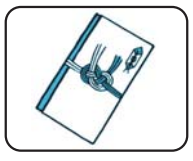
結婚祝い・香典

東京都選挙管理委員会　パンフレットより

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。